



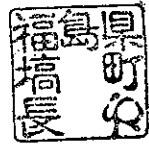
埴町告示 第 4 号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年1月8日

埴町長 菊池 基文



別紙

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字東河内 字権現	大字東河内 字炭釜	303から313まで、314、315、316 及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の 全部並びに大字東河内字権現45の89、45の 92、45の93、45の97、45の98、 45の106、45の109、45の113、45 の119、45の120、45の125、45の 179、45の181、45の182、45の183、 46の36、46の37、46の40、46の46、 46の126に隣接する道路である町有地の全部
	大字東河内 字猫穴	11、12
	大字東河内 字湯沢	66、71
大字東河内 字一本木	大字東河内 字庚申	18